

人材コンサルティングに関する基本契約書

〇〇株式会社（以下、「甲」という。）と 株式会社マックスコム（以下、「乙」という。）とは、人材コンサルティングに関し、以下の通り契約を締結する。

第1条（契約の目的）

本契約の期間中、甲は乙に、甲が指定する要件を備えた人材の探査、調査、評価、紹介選考等に関するコンサルティング業務を委嘱するものとする。

第2条（報酬）

甲が、乙の選考した人材を採用決定した場合、甲は乙に対し、採用決定者の総年収の30%を上限とした金額に消費税を加算した金額を、紹介手数料として、入社月の翌月の末日までに、乙が指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。銀行振り込み手数料は甲の負担とする。

ただし、総年収とは次の算式により、計算する。

総年収＝（基本給+職務手当+住宅手当+その他固定的に支給される手当）×12 ＋ 賞与

総年収が300万円未満の場合は、300万円とみなすことにより報酬を決定するものとする。

第3条（報酬の返還）

採用決定者が入社後、本人の責めに帰すべき事由により3カ月以内に退職した場合は、乙はその期間に応じて以下の割合で、第2条により支払われた報酬を返還するものとする。

1カ月以内 75%、 2カ月以内 50%、 3カ月以内 25%

なお、甲の事由に起因する退職、甲の都合による解雇もしくは当該採用者の死亡等、不測の事態による退職の場合、上記の報酬返還は適用されない。

第4条（秘密漏洩の禁止）

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の情報を本契約有効期間中はもちろん、本契約終了後においても、他に漏洩または開示しないものとする。

第5条（協議事項）

本契約における規定の解釈または規定のない事項について、甲乙間に疑義を生じたときは、その都度甲・乙が誠意をもって協議、解決するものとする。

第6条（有効期間）

本契約期間は契約締結日から1年間とする。ただし、以後は甲または乙から変更もしくは解約について意思表示がない限り、継続するものとする。

本契約書は2通作成し、甲、乙が各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲)

乙) 東京都渋谷区代々木二丁目2番1号
株式会社マックスコム
代表取締役社長 遠藤 元太郎
許可番号 13-ユ-302577